

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧
(平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計3件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	平成28年7月4日	NTT東日本	山村	雅之
2	平成28年7月4日	NTT西日本	村尾	和俊
3	平成28年7月4日	個人	—	—

再意見書

平成28年7月4日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
料金サービス課 殿

郵便番号 163-8019
とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2
ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいいしや
氏 名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成28年5月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

－平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る接続約款の措置－

平成28年7月4日
東日本電信電話株式会社

<H28 NGN接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
NGN 接続料全般について	現在の NGN 接続料は、平成 20 年 3 月 27 日付答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下、「NGN 答申」といいます。))において、「少なくとも商用開始から2009年度までの接続料について、～(略) 将来原価方式等の採用が現実的な選択肢となる」と整理されたことを受けて設定された、言わば暫定的なものと認識していますが、これまで見直しは行われていません。NGN 答申から 10 年近く経った現在、NGN の状況は当時と比較して大きく変わっていることから、算定方式を含めた NGN 接続料全般の在り方の議論を開始すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	NGN 接続料は、平成20年12月25日付報告書「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」において、接続料原価算定の基本的枠組みやコストドライバの在り方等が整理されたことを受けて設定されたものであり、「暫定的なもの」ではないと考えます。 また、それ以降、7年間に渡って毎年度の接続料改定プロセスにおいて将来原価方式による算定も含めた接続料の適正性について検証され、認可を受けているものであり、適正なものと考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
未アンバンドル機能について	NGNにおける未アンバンドル機能は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)利用部門が独自に NGN を利用している機能を指しますが、その利用のための仕様や料金が接続事業者に開示されていません。そのため、未アンバンドル機能と同様の機能を接続事業者が利用するには、NTT 東西殿管理部門との接続協議を経て当該機能がアンバンドルされることが必要です。一方で、接続事業者の要望によってアンバンドルされた機能は、NTT 東西殿利用部門が即時、接続事業者と同等の条件で利用することが可能です。 このように、未アンバンドル機能の存在は、NGN において NTT 東西殿管理部門と利用部門との間で正しい分離が行なわれておらず、且つ NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されていない証左であると考えます。未アンバンドル機能のように NTT 東西殿利用部門のみ独占的に利用することが可能である本制度は、弊社が優先制御機能の開放議論で主張しているように、接続事業者に圧倒的に不利な状況を作り出す要因となるものです。 接続事業者が NTT 東西殿利用部門と同時期同条件で NGN を利用できる環境とするため、NTT 東西殿利用部門が機能を利用した時点で接続事業者にも開放されるべきです。また、現時点で存在する未アンバンドル機能は直ちにアンバンドルし、NGN の公正競争を確保すべきです。 【ソフトバンク株式会社】	NGNのアンバンドルは、平成20年3月27日付答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において「NGNのアンバンドルを検討するに際しても、1996年答申で示されたアンバンドルの基本的な考え方は踏襲すべき」とされ、平成26年12月18日付答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」において、改めて「ア)具体的な要望があること、イ)技術的に可能であること、ウ)過度な経済的負担がないことに留意すること、というアンバンドルの3要件への適合性を検討し、これらの3要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当」との考え方が示されています。当社としては、上記考え方に則り、接続事業者から具体的なアンバンドル要望があれば、これまでと同様に、その提供に向けて誠実な対応を行っていく考えです。 なお NGN については、サービス開始以前から、NNI/SNI/UNI の接続インタフェース条件を事前に開示し、事業者からのご意見を伺った上で、さらに1年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化に取り組んできております。

再意見書

平成28年7月4日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
料金サービス課 殿

郵便番号 540-8511
住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
氏名 西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成28年5月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

－平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る接続約款の措置－

平成28年7月4日
西日本電信電話株式会社

< H 2 8 NGN接続料 再意見 >

区分	他事業者意見	当社意見
NGN 接続料全般について	現在の NGN 接続料は、平成 20 年 3 月 27 日付答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下、「NGN 答申」といいます。))において、「少なくとも商用開始から2009年度までの接続料について、～(略) 将来原価方式等の採用が現実的な選択肢となる」と整理されたことを受けて設定された、言わば暫定的なものと認識していますが、これまで見直しは行われていません。NGN 答申から 10 年近く経った現在、NGN の状況は当時と比較して大きく変わっていることから、算定方式を含めた NGN 接続料全般の在り方の議論を開始すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	NGN 接続料は、平成20年12月25日付報告書「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」において、接続料原価算定の基本的枠組みやコストドライバの在り方等が整理されたことを受けて設定されたものであり、「暫定的なもの」ではないと考えます。 また、それ以降、7年間に渡って毎年度の接続料改定プロセスにおいて将来原価方式による算定も含めた接続料の適正性について検証され、認可を受けているものであり、適正なものと考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
未アンバンドル機能について	NGNにおける未アンバンドル機能は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)利用部門が独自に NGN を利用している機能を指しますが、その利用のための仕様や料金が接続事業者に開示されていません。そのため、未アンバンドル機能と同様の機能を接続事業者が利用するには、NTT 東西殿管理部門との接続協議を経て当該機能がアンバンドルされることが必要です。一方で、接続事業者の要望によってアンバンドルされた機能は、NTT 東西殿利用部門が即時、接続事業者と同等の条件で利用することが可能です。 このように、未アンバンドル機能の存在は、NGN において NTT 東西殿管理部門と利用部門との間で正しい分離が行なわれておらず、且つ NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されていない証左であると考えます。未アンバンドル機能のように NTT 東西殿利用部門のみ独占的に利用することが可能である本制度は、弊社が優先制御機能の開放議論で主張しているように、接続事業者に圧倒的に不利な状況を作り出す要因となるものです。 接続事業者が NTT 東西殿利用部門と同時期同条件で NGN を利用できる環境とするため、NTT 東西殿利用部門が機能を利用した時点で接続事業者にも開放されるべきです。また、現時点で存在する未アンバンドル機能は直ちにアンバンドルし、NGN の公正競争を確保すべきです。 【ソフトバンク株式会社】	NGNのアンバンドルは、平成20年3月27日付答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において「NGNのアンバンドルを検討するに際しても、1996年答申で示されたアンバンドルの基本的な考え方は踏襲すべき」とされ、平成26年12月18日付答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」において、改めて「ア)具体的な要望があること、イ)技術的に可能であること、ウ)過度な経済的負担がないことに留意すること、というアンバンドルの3要件への適合性を検討し、これらの3要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当」との考え方が示されています。当社としては、上記考え方に則り、接続事業者から具体的なアンバンドル要望があれば、これまでと同様に、その提供に向けて誠実な対応を行っていく考えです。 なお NGN については、サービス開始以前から、NNI/SNI/UNI の接続インタフェース条件を事前に開示し、事業者からのご意見を伺った上で、さらに1年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化に取り組んできております。

意見書

平成 28 年 7 月 4 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

NTT 東西はソフトウェア以外の部分も多く抱えているため、ある程度はアンバンドルされない機能があっても仕方ない考える。

アンバンドルについては、あくまで必要時のオプション的なものではないかと察する。

どうも、ソフトバンク株式会社が公正という単語を使って言っている事は、美味しい所だけつまみ食いさせろ、という様に聞こえるのであるが…。

それとであるが、もし本当にその様な機能があったとしても、当方としてはその機能について議論するには個別具体性が必要であると考え。このソフトバンク株式会社の意見は、あまりに漠としており、これを一概に認めては物理回線提供業者が損をするばかりになる危険性があると思われるので、NGN が進展しているとしても一般原則として取り入れるのは難しいと考える。